

生協が生活困窮者の相談事業を行う場合は、組合員以外の者を対象として行って差し支えないか。

自治体から委託を受けて自立相談支援事業、家計相談支援事業を行う場合

- 1 生協の事業は、原則として組合員以外の者にその事業を利用させることができない。
(員外利用の原則禁止 生協法第 12 条第 3 項本文)
- 2 ただし、生協が自治体から委託を受けて生活困窮者自立支援法の相談事業を行う場合は、当該委託を受けた自治体の住民であれば、組合員以外を対象に相談事業を行って差し支えない。
(員外利用が認められる例 生協法第 12 条第 3 項第 3 号)

自治体から委託を受けないで自立相談支援事業、家計相談支援事業を行う場合

(相談事業のみを行う場合)

- 3 自治体から委託を受けないで生協が生活困窮者の相談事業を行う場合は、生活困窮者自立支援法の事業には該当せず、生協独自の事業として実施することとなり、組合員以外の利用は原則として禁止となる。
- 4 ただし、生活困窮者の相談事業は、生協法第 10 条第 1 項第 7 号の福祉事業と考えられることから、定款において事業を位置づけた上で、組合員以外の利用分量が 100/100 の範囲内であれば、組合員以外の者を対象として行って差し支えない。

(員外利用が 100/100 の範囲内で認められる例

生協法第 12 条第 4 項、同施行規則第 9 条第 1 項第 3 号)

(注) 利用分量の把握は、基本的に金額ベースで把握するものであるが、無料の相談事業の場合は、生協法の趣旨(生協は原則として、員外利用が禁止され、例外的に利用分量制限等の下、員外利用が認められている)を踏まえ、件数で利用分量を把握するなど適切に管理されたい。

- 5 なお、相談の結果、具体的なサービスが必要になる場合は、地域の関係者や自治体と連携して対応する必要があることから、生協は自治体を含めた地域のネットワークを構築しておくことが重要である。特に生活困窮者自立支援法は自治体の実施主体として行う事業であることから、相談の結果、生活困窮者自立支援法のサービスが必要となる場合は、自治体との連携が不可欠であるので留意されたい。

(貸付事業に伴い相談事業を行う場合)

- 6 生協が貸付事業と一体的に行う家計相談は、貸付事業(生協法第 10 条第 1 項第 4 号の共済を図る事業)に含まれるものであり、利用者が生協の貸付事業を利用するときは組合員である必要があるが、相談の段階では組合員以外の者を対象に行って差し支えない。

<関係条文の抜粋>

消費生活協同組合法

(事業の利用)

第十二条

3 組合は、組合員以外の者にその事業を利用させることができない。ただし、次に掲げる場合に該当する場合は、この限りでない。

三 国又は地方公共団体の委託を受けて行う事業を利用させる場合

(略)

4 組合は、前項本文の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する場合のほか、組合員以外の者にその事業(第十条第二項の事業を除き、同条第一項第一号から第五号までの事業にあつては、次の各号に掲げる場合に限る。)を利用させることができる。ただし、一事業年度における組合員以外の者の同条第一項各号の事業・・・ごとの利用分量の総額・・・の当該事業年度における組合員の当該同条第一項各号の事業ごとの利用分量の総額に対する割合は、同項各号の事業・・・ごとに厚生労働省令で定める割合を超えてはならない。

(以下略)

消費生活協同組合法施行規則

(利用分量割合)

第九条 法第十二条第四項 に規定する厚生労働省令で定める割合は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 法第十条第一項第一号 の事業 百分の二十

二 法第十条第一項第六号 の事業 百分の百

三 法第十条第一項第七号 の事業 百分の百

(略)

〔 ※ 消費生活協同組合法第十条第一項第七号の事業
= 高齢者、障害者等の福祉に関する事業であつて組合員に利用させるもの 〕